

## 個人情報取扱特記事項

### (基本事項)

第1 この契約による事務の処理の委託を受けた者（以下「乙」という。）（乙が木津川市（以下「甲」という。）の承諾を得て第三者に個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合、その委託先を含む。（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。））は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に行わなければならない。

### （安全管理措置）

第2 乙は、個人情報の漏えい、滅失、又は毀損（以下「漏えい等」という。）を防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### （秘密の保持）

第3 乙は、この契約による個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （従業者の監督）

第4 乙は、この契約による事務に従事している者（以下「従業者」という。）に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止する等必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、従業者が退職する場合は、当該従業者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書を提出させた上で、在任又は在職中に知り得たこの契約による個人情報の返還又は破棄を義務付けるものとする。

### （再委託の禁止）

第5 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託してはならない。

### （複写、複製の禁止）

第6 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による個人情報が記録された資料等の複写又は複製をしてはならない。

### （漏えい等発生時の対応）

第7 乙は、この契約による個人情報の漏えい等の発生を認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに発注者に報告するとともに、漏えい等の拡大又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

### （個人情報の返還）

第8 乙は、業務が終了したとき又はこの契約が解除されたとき若しくは甲の指示があるときは、甲から取扱いを発注された個人情報（その複製物を含む。）の全部又は一部を発注者に返還し、又は消去しなければならない。

### （損害賠償）

第9 乙は、自己の責めに帰すべき事由により個人情報の漏えい等が発生し、甲に損害を生じさせた場合、甲に対して、その損害を賠償するものとする。

### （定期的報告）

第10 乙は、第2から第6までの事項に関し、甲に定期的に報告を行うこと。

### （監査等の指示）

第11 甲は、乙に対する書面による事前の通知により、乙の個人情報の管理体制や管理状況等を確認するために、必要な限度において、報告、資料の提出又は監査の受入れを請求できるものとする（再委託先の監査等に関する事項を含む。）。この場合において、乙は、事業の運営に重大な支障が生ずる場合、その他の正当な理由がある場合を除き、甲の請求に応じるものとする。